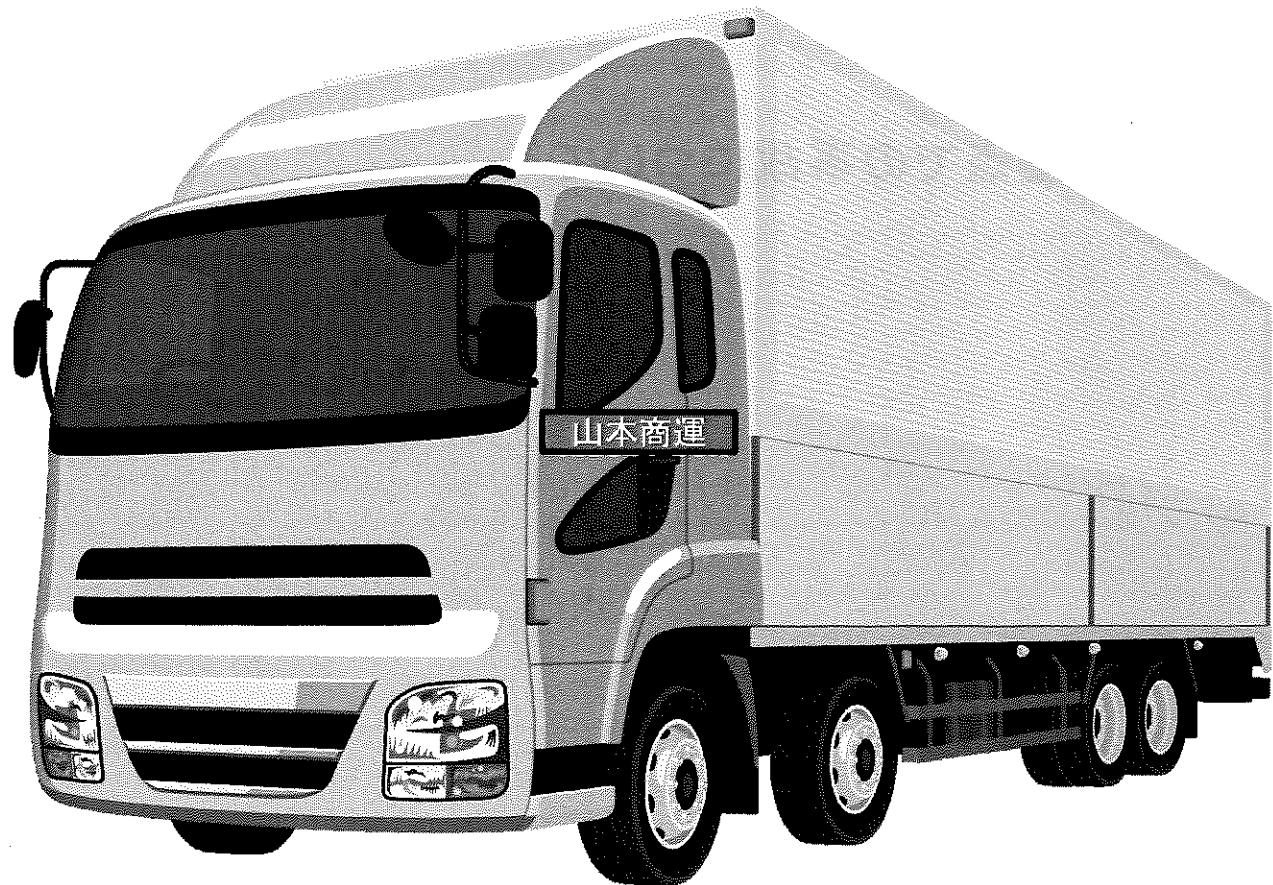


山本商運株式会社 様

安全運転講習会



有限会社やまと保険事務所
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

2019年9月14日(土)

目 次

1. DVD視聴

どう防ぐ交差点事故－事故現場に学ぶ－

2. 研修

①交差点での事故について

交差点での事故について①

<認知ミスの事故パターン>



「認知ミス」の事故パターン

「正しく見る」ことは難しい

安全運転は、道路状況や交通パートナーを見るところから始まりますが、正しく見ることは意外と難しく、“見落とし”や“見誤り”など、認知ミスが原因の事故は「判断」「操作」ミスに比べ多くなっています。人間が目を動かさず見える範囲を視野といい、両眼の視野は約200度ありますが、色彩まで確認できる範囲は左右それぞれ35度程度で（図1）、それ以外の範囲では動かないものは認識しにくくなります。

視野に係わる事故には、次のようなものがあります。

- 見通しのよい交差点で、同じ角度・速度で接近してくる交差車両と出会い頭衝突（同じ角度・速度だと動いていないように見えるため認識しにくい）
(図2)

- 交差点を右左折するとき、自車と同じ方向から道路を横断してきた歩行者を見落とし衝突

正しく見るために、目を動かすだけでなく、安全確認する方向に顔を向け、より広い範囲を見るようしましょう。

注意力低下で「見れども見えず」状態に陥る

歩行者などに目を向けていても、漫然と運転していたり、考えごとをしていると、注意力が低下して危険が目に入ってこないことがあります。

注意力低下に係わる事故には、次のようなものがあります。

- 仕事や家庭で悩みや心配を抱えていたため、考えごとをしていて前車の減速に気づかず追突

- 前車に追従して信号待ちをしていたとき、信号が青に変わったので漫然と発車したところ、まだ発進していなかった前車に追突

ハンドルを握ったら運転に集中し、周囲の状況をしっかりと見るようにしましょう。

図1

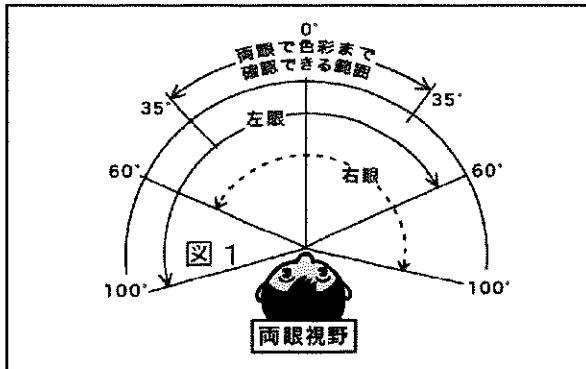
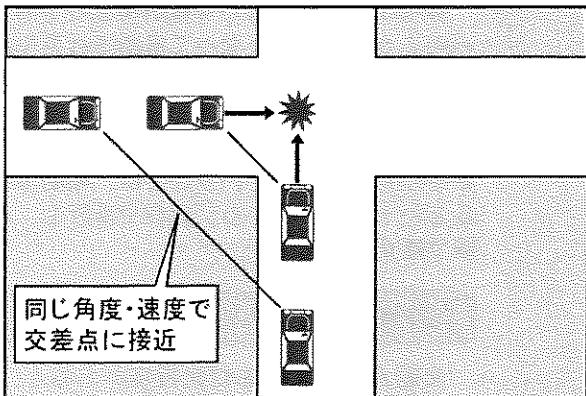


図2



交差点での事故について②

＜交差点で他車が作る死角＞

車 交差点で他車が作る死角

交差点右折時に対向車が作る死角

◆対向右折車が作る死角

右折時に対向右折車がいると、その後方が死角となり、対向車線の状況が確認しにくい状況となります。対向右折車が大型車の場合には特に死角が大きくなり、直進車を見落とす危険があります（図1）。対向車線の状況が確認しにくいときは、一気に右折するのではなく、徐行して対向車線の状況が見えるところで一時停止し安全確認をするようにしましょう。

◆対向直進車が作る死角

対向直進車が大型車の場合には、その後方を走行している後続車の有無が確認しにくい状況になり、対向直進車の通過直後にいきなり右折をすると、後続車と衝突する危険があります（図2）。対向直進車の通過後は一呼吸置いて、必ず後続車の有無を確認するようにしましょう。

◆対向左折車が作る死角

対向左折車が左折して横断歩道の手前で停止すると、その向こう側が死角となって横断歩行者や自転車の有無が確認できないことがあります（図3）。このようなときに右折してそのまま横断歩道を通過しようとすると、横断してきた歩行者や自転車と衝突する危険があります。対向左折車が停止しているということは、横断歩行者や自転車がいるということですから、徐行で進行し、必ず横断歩道の手前で停止しましょう。

交差点左折時に先行車が作る死角

交差点左折時に先行左折車があると、その車両が左折していく先の横断歩道の右側を隠してしまうことがあります（図4）。そのまま先行左折車に追従して左折していくと右側から横断してくる歩行者や自転車を見落としてしまう危険があります。横断歩道の手前で一時停止し、自分の目で安全確認をしましょう。

交差点発進時に側方の停止車両が作る死角

信号待ちのために先頭停車しているとき、側方に大型車が停車していると、横断歩道の状況が十分確認できない状態となります（図5）。このようなとき、信号が青に変わってすぐに発進していくと、渡り遅れた歩行者などと衝突してしまう危険があります。側方に停車している車が発進したのを確認してから自車も発進するようにしましょう。

図1

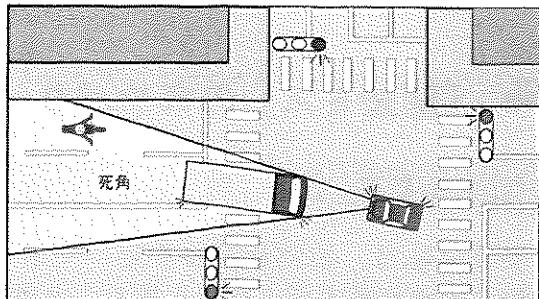


図2

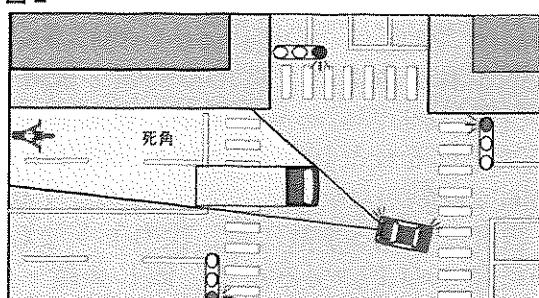


図3

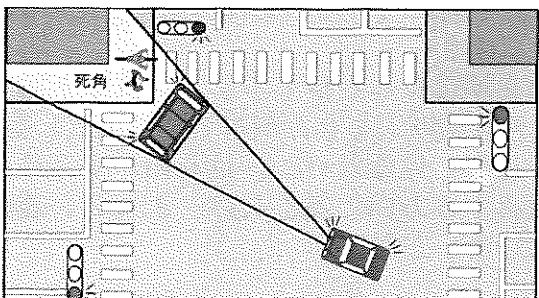


図4

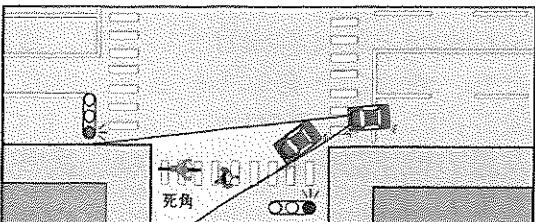
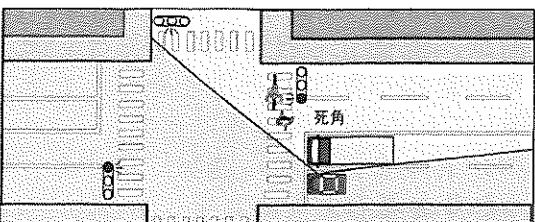


図5



交差点での事故について③

<右折時の事故防止のポイント>



直進二輪車への注意

二輪車の速度を遅く判断しない

二輪車は四輪車に比べて車体が小さいため、遠くにいるように見えるだけでなく、その速度を実際よりも遅く感じてしまいます。そのため、接近しているのに、自車のほうが先に右折できると誤った判断をしてしまうことがあります。

原付バイクは最高速度が時速30キロ（自動二輪は時速60キロ）と定められているので、走行速度は遅めになりますが、交差点に近づいたときには早く通過しようとして加速してくることがありますし、接近してくる二輪車が原付バイクなのか自動二輪なのかを、瞬時に正確に判断するのはそう容易なことではありません。

二輪車が接近しているときは、その速度は四輪車などと同じと考えて、二輪車が通過するのを待ちましょう。

死角に入った二輪車を見落とさない

対向右折車がいると対向車線の状況が確認しにくくなりますが、特に対向右折車がトラックなどの大型車の場合、車体の小さい二輪車は死角に入りやすく発見が遅れがちになります（図1）。対向右折車があるときは、対向車線の状況が見える位置で一時停止して、死角になっていた対向右折車側方の安全を十分に確認するようにしましょう。

対向直進車もその後方や側方に死角を作りますから、対向直進車の通過直後にいきなり右折をするのは大変危険です（図2）。対向直進車の通過後は、ひと呼吸置いて後続車の有無を確認しましょう。

また、先行右折車も死角を作ります。特に道路の左端を走行することの多い原付バイクは死角に入つて発見が遅れやすくなります（図3）。先行右折車に続いて右折するときも、必ず自分の目で直接対向車線の状況を確認するようにしましょう。

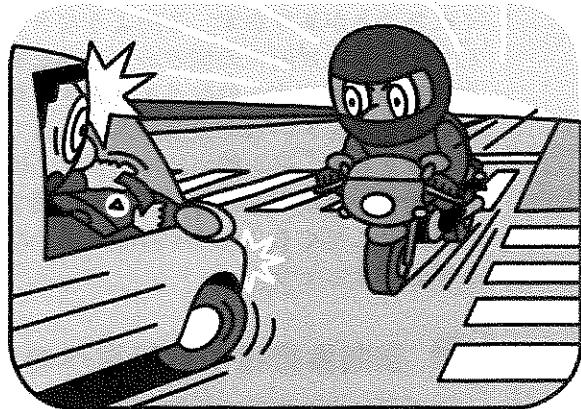


図1

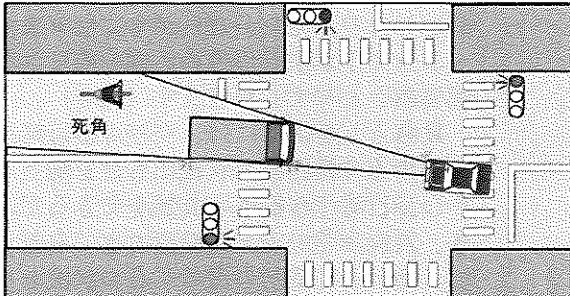


図2

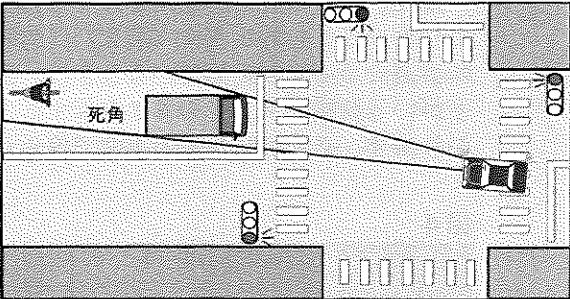
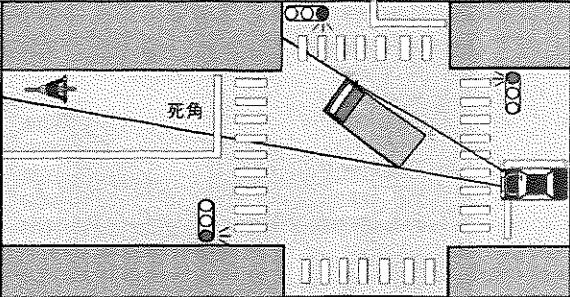


図3



交差点での事故について③

<右折時の事故防止のポイント>



道を譲られて右折するときの注意

右折待ちをしているときに、対向車が道を譲ってくれることがあります。このようなとき一気に右折していくと、対向車の側方から直進してきた二輪車や自転車と衝突する危険があります。対向車に道を譲られたからといって安全が保証されているわけではありません。道を譲られて右折する場合も一気に右折せず、対向車の側方が見える位置で一時停止して、走行してくる二輪車や自転車がないかどうかを確認しましょう。



横断歩行者や自転車への注意

右折時は横断歩道の状況も確認する必要があります。特に右側から横断してくる歩行者や自転車は見落としたり、発見が遅れがちになります。夜間はヘッドライトが横断歩道の右側を照らさないため、一層見落としやすくなります（図4）。

見落としを防ぐには、交差点接近時から対向車線側の歩道や路側帯の状況にも目を配って、横断しそうな歩行者や自転車の有無をできるだけ把握しておき、対向車線の安全が確認できて右折していくときは、徐行して横断歩道の左右の状況をしっかり確認する必要があります。

また、対向左折車が死角を作り歩行者などを隠してしまうこともあります（図5）。対向左折車が横断歩道の手前で停止しているときは、横断歩行者などがいる証拠です。そのまま右折すると事故につながります。必ず横断歩道の手前で停止しましょう。



図4

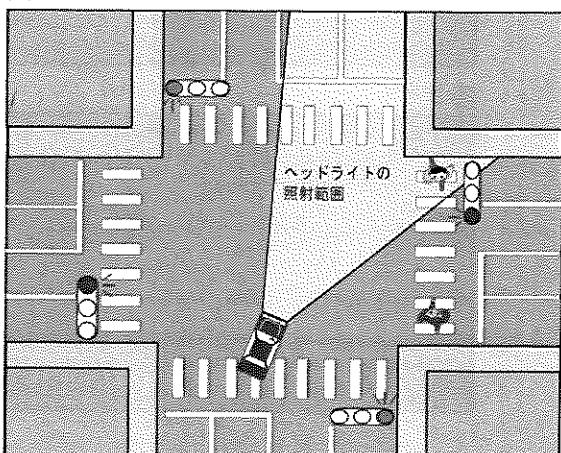
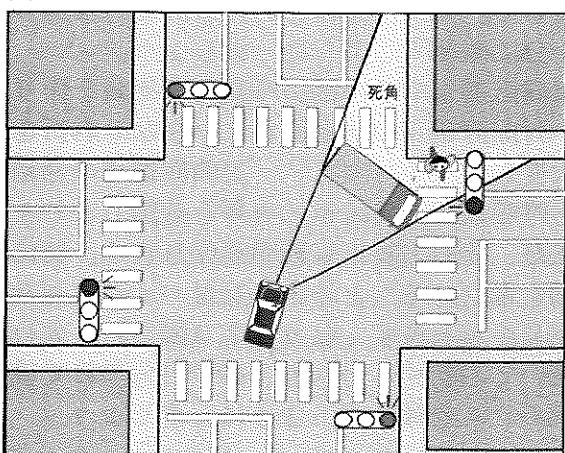


図5



交差点での事故について④

<あおり運転の取り締まり強化>



「あおり運転」等の取締り強化

◆妨害目的の行為には特に厳しい取締り

「あおり運転」等を未然に防止するために、特に妨害を目的とする行為に対しては、下表にあるように運転の態様に応じて、車間距離保持義務違反、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反など、さまざまな道路交通法違反を適用した取締りが行われます。

◆危険運転致死傷罪や暴行罪の適用も

「あおり運転」等により死傷事故を起こした場合は、「危険運転致死傷罪」（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の第2条第4号「人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」）が適用されることもあります。

また、故意に自車を他人の車に著しく接近させるなどの行為が、相手に対する有形力の行使

（有形力の行使とは、殴る、蹴るなどの行為が代表的なものですが、必ずしも身体的接触が必要とはいえないときっています。）と認められる場合には、暴行罪が成立することもあります。

◆点数制度によらない免許停止処分

「あおり運転」等に暴行罪などが適用される場合や、あおり運転等に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊などが伴う場合には、違反の累積点数が免許停止処分の基準に達していなくても、「危険性帶有者」として6か月を超えない範囲で免許停止処分を受けることがあります（道路交通法第103条第1項第8号）。

「危険性帶有者」とは、自動車等を運転することで著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者をいいます。例えば、危険ドラッグを車内に所持していた場合、そのとき使用していなくても「危険性帶有者」として免許停止処分を受けることがあります。

■妨害を目的とする運転の態様と違反の種別（警察庁通達 別添）

| 運転の態様(例) | 違反の種別(道路交通法) |
|---|---|
| 前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発する | 車間距離保持義務違反(法26条) |
| 危険防止を理由としない、不必要的急ブレーキをかける | 急ブレーキ禁止違反(法第24条) |
| 後方から進行してくる車両等が、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるような進路変更を行う | 進路変更禁止違反(法第26条の2第2項) |
| 左側から追い越す | 追越しの方法違反(法第28条) |
| 夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する | 減光等義務違反(法第52条第2項) |
| 執拗にクラクションを鳴らす | 警音器使用制限違反(法第54条第2項) |
| 車体を極めて接近させる幅寄せ行為を行う | 安全運転義務違反(法第70条) 初心運転者等保護義務違反(法第71条第5号の4) |